

深谷市危険空家等除却補助金交付要綱

令和５年６月１５日【部長決裁】

一部改正 令和７年４月２２日【部長決裁】

(趣旨)

第１条 この要綱は、利活用が困難な不良度の高い空家等の早期除却を促進することにより周辺の生活環境への悪影響を防止し、安全で安心して暮らせる住環境の形成を図るため、危険空家等の除却に関する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成１８年１月１日規則第５９号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成２６年法律第１２７号。以下「空家法」という。)第２条第１項に規定する空家等をいう。

(補助対象空家等)

第３条 この補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１) 昭和５６年５月３１日以前に建築された空家等であって、市長が別に定めるところにより住宅地区改良法(昭和３５年法律第８４号)第２条第４項に規定する不良住宅(以下「不良住宅」という。)に判定されたもの。

(２) 空家法第２２条第３項の規定に基づく命令を受けていない空家等であること。

(３) この要綱に基づく補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)について、国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(４) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていない

いこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等に対して補助対象工事をする者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象空家等の所有者等

(2) 補助対象空家等の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空家等に何らかの権利関係を持つものがある場合にあっては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者

(3) 法人その他の団体でない者

(4) 暴力団員（深谷市暴力団排除条例(平成24年3月29日条例第2号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)ではない者

(5) 深谷市における市税に未納がない者

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 第10条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた後に着工する工事

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けたものが施工する工事であること。

(3) 補助対象空家等のすべてを除却し、その敷地を更地にする工事

2 前項第2号の事業者は、暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員であってはならない。

(補助対象費用)

第6条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

- （１） 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建物設備などの解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
 - （２） 主たる建築物の基礎・杭等、地下埋設物（配水管・枴・電線管・給水管等）などの解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
 - （３） 主たる建築物に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート・物置、植栽・庭石等）の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
 - （４） 前各号の解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地に係る経費（舗装費用等を除く。）
 - （５） 解体撤去工事に必要な仮設工事に係る経費
 - （６） 敷地内の残存物（家具等の物品など）の処分に係る経費
 - （７） その他市長が必要と認める経費
- （補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象費用の5分の4に相当する額又は補助対象空家等の床面積1平方メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、別表に定める額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前調査）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象空家等について、不良住宅であるか、市長による事前診断を受けなければならない。

- 2 前項の事前調査を受けようとする者は、深谷市危険空家等除却補助金事前調査申込書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

- 3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、申込書に記載された敷地が不良住宅に該当するかどうかを調査し、その結果を深谷市危険空家等除却補助金事前調査結果報告書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、深谷市危険空家等除却補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、年度ごとに市長が別に定める期間内に市長に申請しなければならない。

- （1） 深谷市危険空家等除却補助金工事実施計画書（様式第4号）
- （2） 深谷市危険空家等除却補助金事前調査結果報告書（様式第2号）の写し
- （3） 補助対象者の属する世帯の住民票（別表の世帯の区分が1の者に限る。申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- （4） 補助対象者の属する世帯の住民税の状況を証する書類（別表の世帯の区分が1の者に限る。申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- （5） 配置図（申請者の空家等及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの）
- （6） 着工前の現場写真（建物及び敷地の状況が分かるもの。）
- （7） 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- （8） 補助対象空家等の名寄帳の写し（直近の年度のもの。）
- （9） 深谷市危険空家等除却補助金誓約書（様式第5号）
- （10） 補助対象工事を施工する予定の市内事業者に係る第5条第2号に規定する許可又は登録を受けたことを証する書類の写し
- （11） 補助対象工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押

印があるものに限る。)の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類について審査し、補助金の交付の可否を決定し、深谷市危険空家等除却補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という）を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付することができる。

(補助対象工事の施工)

第11条 申請者は、当該交付決定の属する年度の1月末日までに当該工事を完了しなければならない。

(補助申請内容の変更等)

第12条 第10条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく深谷市危険空家等除却補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認申請書（様式第7号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、深谷市危険空家等除却補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することができる。

(完了報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日以内に、深谷市危険空家等除却補助金工事完了報告書（様

式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に市長に報告をしなければならない。

- (1) 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 補助対象工事完了後の現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、天候の悪化その他の工事が遅延するやむを得ない事情があると特に認めるときは、前項に規定する指定する期間を延長することができる。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その内容を深谷市危険空家等除却補助金交付額確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに、深谷市危険空家等除却補助金交付請求書(様式第11号)により、その補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市危険空家等除却補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知し、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (2) 第12条に規定する変更又は中止があったとき。

(3) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(5) 補助対象工事が第11条に規定する期間内に完了しないとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めて、深谷市危険空家等除却補助金返還請求書(様式第13号)により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助対象工事、交付決定通知書その他の補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(疑義のある事項の決定)

第19条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の内容で疑義が生じた事項については、市長がこれを決定する。

附 則(令和5年6月15日部長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 市長は、補助金支出の効果検証を行い、その結果に基づいて令和10年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和6年3月15日部長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 7 条関係）

世帯の区分		補助限度額
1	同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者	8 0 0 , 0 0 0 円
2	上記以外の者	3 0 0 , 0 0 0 円